

消費地探訪バス ご利用の流れ

(1) 申請者ご自身で旅行計画をたてます

訪問施設に利用を申込	当制度に該当する旅行内容であるか確認
バス会社、船会社、旅行会社又はレンタカー会社(以下「バス会社等」という。)に利用を申込	利用貸切バス、船又はレンタカー(以下「バス等」という。)経費見積書の作成を依頼



(2) 申込: 必要書類を提出(旅行20日前まで)

- (必須) 利用申込書
- (必須) 利用貸切バス等経費見積書(写し可)
- (必須) 団体規約



書類審査・承認決定

利用承認書と旅行後に必要な書類を郵送します



(3) 旅行の実施

訪問施設から確認印を受領	「消費地探訪バス実施状況確認票」に訪問施設の名称等が確認できる印鑑を受領
実施状況写真の撮影	記念撮影や代表しての撮影は不可



(4) 助成金請求: 必要書類を提出(旅行終了後1ヶ月以内)

(必須) 消費地探訪バス実施状況確認票	訪問施設の確認印が必要
(必須) 消費地探訪バス助成金請求書	振込口座名義が代表者名義と同一でも委任状欄の記入が必要
(必須) 指定銀行口座の通帳コピー	銀行名・支店名・口座番号・口座名義が確認できるページ
(必須) バス等借上費用を確認できる書類(写し可)	下記のいずれかの書類 ①「領収証(写し可)」 ②請求書(写し可) + 振込伝票(写し可)
(必須) 実施状況写真	研修、体験の実施状況が確認できる写真
(必須) 利用団体代表者アンケート	



(5) 助成金の受給

請求時に指定いただいた銀行口座に助成金を振り込みます